

「ねんきん特別便」に関する出張相談所を開設します。

～ 栃木社会保険事務所からのお知らせ～

国民年金 だより

問い合わせ先
保険年金課
☎40-5558

社会保険庁では、昨年12月から今年10月にかけて、順次「ねんきん特別便」をお送りしています。これに伴い、栃木社会保険事務所の職員による「ねんきん特別便」に関する出張相談所を開設します。お気軽にご利用ください。

お持ちいただきたいもの

ねんきん特別便、年金証書、印鑑

年金証書がない場合には、免許証や保険証等、身分が証明できるものをお持ちください。

代理人が相談する場合は、委任状、代理人の身分証明書が必要となります。

加入記録に訂正がある場合は、可能な限り、ねんきん特別便に同封された年金加入記録照会票に必要事項をご記入の上、お持ちください。

開催日 3月26日(水) 午前10時～午後5時

会場 石橋公民館第1会議室

ねんきん特別便とは？

社会保険庁から送られる「ねんきん特別便」では、それぞれ皆様の基礎年金番号で管理されている年金記録(加入履歴)をお知らせします。また、記録に訂正があるかどうかを確認する、年金加入記録照会票が同封されています。

まずは皆様の基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に優先的に送られていますので、届いた方は上記相談所へご相談ください。

上記相談所へお越しになれない方は、ねんきん特別便専用ダイヤル(☎0570-058-555) または栃木社会保険事務所(☎0282-22-4134)までご相談ください。

ねんきん特別便以外の相談も受付します 国民年金保険料納付相談窓口 開設のご案内

栃木社会保険事務所職員が出張して、国民年金保険料の領収及び相談を行います。

日時 3月26日(水) 27日(木)
午前10時～午後5時

場所 【26日】石橋公民館第1会議室
【27日】国分寺公民館第1研修室

問い合わせ先

栃木社会保険事務所 ☎0282-22-4134

平成19年度学生納付特例の受付は、 平成20年4月30日までです！

所得が少なく、国民年金保険料を納めることが困難な学生の方には、「学生納付特例」という保険料の納付の猶予が受けられる制度があります。

年度ごとに申請が必要となり、平成20年4月30日で平成19年度の受付を締め切ります。平成19年度の申請を忘れてしまった方は、お早めにご申請ください。

申請は、国分寺庁舎保険年金課、石橋庁舎市民課窓口、南河内庁舎市民課窓口で随時受付しています。

問い合わせ先

保険年金課 ☎40-5558